

新型コロナウイルス関連施策

～目次～

1. 市内の企業及び個人事業主等を対象とする支援制度

◆助成・給付に関するもの……………1～2

◆融資に関するもの……………2～3

◆税の申告等の延長に関するもの……………3～4

◆相談窓口(経営相談)

1. 市内の企業及び個人事業主等を対象とする支援制度

◆助成・給付に関するもの(うけとる)

番号	制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
1	雇用調整助成金の特例措置	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者が労働者に対して一時的に休業等の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成します。</p> <p>【助成率、日額上限】 10/10、上限15,000円(最大) ※助成率、日額上限は事業所規模や雇用状況等によって変わります。</p> <p>【特例措置期間】 令和4年6月30日まで</p>	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)	<p>雇用調整助成金 コールセンター ☎0120-60-3999 大分労働局大分助成金センター ☎097-535-2100 ハローワーク日田 ☎22-8609</p>
2	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に対し、休業支援金・給付金を支給します。</p> <p>【申請対象期間】 令和4年6月30日まで</p>	事業主の指示を受けて休業(休業手当の支給なし)した中小企業の労働者のうち、その休業に対する賃金(休業手当)を受けることができない方	<p>厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 ☎0120-221-276</p>
3	事業復活支援金	<p>経済産業省では、コロナ禍で大きな影響を受ける事業者、地域・業種問わず、固定費負担の支援として、5か月分の売上高減少額を基準に算定した額を一括給付します。</p> <p>【申請期間】 令和4年1月31日～6月17日</p> <p>【申請方法】 申請用WEBページからの電子申請 ※電子申請が困難な方は、申請サポート会場にて補助員が電子申請のサポートを実施します。大分会場は、大分市府内町1-4-28 大分センチュリーホテルのみです。</p>	新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%以上50%未満減少した事業者(中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主)	<p>事業復活支援金 事務局 相談窓口:電話:0120-789-140</p>
4	小学校休業等対応助成金 (労働者を雇用する事業主の方向け)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等が臨時休業した場合等に、保護者である労働者に労働基準法上の年次有給休暇とは別に有給休暇を取得させた事業者に対して助成します。</p> <p>【支給額】 休暇中に支払った賃金相当額×10/10 【日額上限】15,000円(最大)</p> <p>【申請期限】 令和4年1月～3月分:令和4年5月31日 令和4年4月～6月分:令和4年8月31日</p>	令和3年8月1日から令和4年6月30日までの間において、労働基準法の年次休暇とは別に有給休暇を取得させた事業主	<p>学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎0120-60-3999 (厚生労働省委託)</p>

◆助成・給付に関するもの(うけとる)

番号	制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
5	小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)	新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者に対して支援金を支給します。 【支給額】 仕事ができなかった日について1日あたり7,500円(最大) 【申請期限】 令和4年1月～3月分: 令和4年5月31日 令和4年4月～6月分: 令和4年8月31日	令和3年8月1日から令和4年6月30日までの間において、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする者	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎0120-60-3999 (厚生労働省委託)
⑥	新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金利子補給	大分県の新型コロナウイルス感染症にかかる緊急対策特別資金により借入を行った中小企業者等に対して、利子補給を行います。 【対象者】 ①日田市内で事業を営んでいること。 ②市内の金融機関から融資を受けていること。 ③利子補給を行う対象となる融資について、他の利子補給措置を受けていないこと。 【補助対象上限額と期間】 融資を受けた借入金のうち、運転資金(上限1,000万円)に係る利子相当額(年利1.3%)を借入後3年間補助します。 ※1,000万円以上の融資契約でも1,000万円分に係る利子相当額を補助します。 ※利子補給額は、毎年1月1日～12月31日に支払った額	市内の法人又は個人事業主で大分県の新型コロナウイルス特別資金の借入を行った者。	日田市 商工労政課 ☎22-8239

◆融資に関するもの(かりる)

番号	制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
1	国 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」	日本政策金融公庫では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況の悪化を来している方を対象として、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施します。 (国民生活事業の場合) 【限度額】8,000万円以内 【融資期間】 設備資金20年以内(据置5年以内) 運転資金20年以内(据置5年以内) 【利率】 6,000万円以内の部分1.36%→0.46% 6,000万円を超える部分 基準金利 ※特別利子補給制度 個人事業主、小規模事業者(売上高15%減少)、中小企業者(売上高20%減少)については、借入後当初3年間は利子補給により実質無利子になります。	・最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方 ・業歴3か月以上1年1か月未満の場合は、最近1か月の売上高が次の①から③のいずれかと比較して5%以上減少している方 ①過去3か月(最近1か月を含む)の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10月から12月の平均売上高	【申込】 日本政策金融公庫 別府支店 ☎0977-25-1151

◆融資に関するもの(かりる)

番号	制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
2	大分県 「新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金」	新型コロナウイルス感染症の発生により、経営に影響を受けている中小企業の方を支援するための融資制度です。 【限度額】16,000万円以内 【融資期間】10年以内(据置2年以内) 【利率】1.3% 【保証料】0~0.35% 【取扱期間】令和4年6月30日保証申込まで(延長されました)	県内で、同一の事業を継続して6ヶ月以上行っており、新型コロナウイルス感染症に起因して、最近1か月の売上高が前年同期比で3%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が3%以上減少することが見込まれる事業者	【申込】 市内金融機関 大分県 商工観光労働部経営創造・金融課 ☎097-506-3226
③	セーフティネット保証の認定	新型コロナウイルス感染症により売上高等が減少している資金繰り支援措置として、セーフティネット保証が発動され、通常の保証限度枠とは別枠での保証が利用可能となる制度です。制度の利用には、事業所の所在する市の認定が必要となります。	【4号】 最近1か月の売上高等が前年同月比で20%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少することが見込まれる中小企業者 【5号】 国が指定する業種に属する事業を営み、最近3か月の売上高等が前年同月の売上高等に比して5%以上減少している中小企業者	日田市 商工労政課 ☎22-8239

◆税の軽減・申告等の延長に関するもの(減免・猶予)

番号	制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
①	法人市民税の申告・納付期限の延長	新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができない場合には、申請により期限の個別延長ができます。	新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある法人	日田市 税務課 税制窓口係 ☎22-8397
②	日田市道路占用料の減免	新型コロナウイルスまん延防止等重点措置の全面解除に伴い、これまでの行動自粛などの影響により疲弊した地域の経済活動を取り戻すため、市内の団体が実施するイベント等の支援を行います。	①日田市商店街連合会(加盟する団体を含む)及び商業者団体 ②日田市観光協会に加盟する団体 ③日田商工会議所に加盟する団体 ④日田地区商工会に加盟する団体	日田市 土木課 河川水路係 ☎22-8216

◆税の軽減・申告等の延長に関するもの(減免・猶予)

番号	制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
③	日田市公園や日田駅前広場の使用料の減免	新型コロナウイルスまん延防止等重点措置の全面解除に伴い、これまでの行動自粛などの影響により疲弊した地域の経済活動を取り戻すため、市内の団体が実施するイベント等の支援を行います。	①日田市商店街連合会(加盟する団体を含む)及び商業者団体 ②日田市観光協会に加盟する団体 ③日田商工会議所に加盟する団体 ④日田地区商工会に加盟する団体 ⑤日田駅前広場の利活用に係る運営事業者(日田駅前広場に限り)	日田市 都市整備課 公園緑地係 ☎22-8217

◆相談窓口(経営相談)

番号	制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
①	経営相談全般	新型コロナウイルス関連をはじめ、経営課題や創業相談など、中小企業支援コーディネーターが相談に応じます。 ※事前の電話予約が必要です。	中小企業・小規模事業者、創業を考えている方	日田市 ビジネスサポートセンター ☎28-5520